あわぎんインターネット・モバイルバンキング利用規定の改定内容（新旧対照表）

変　　更　　前	変　　更　　後
６．振込・振替サービス （中略） （３）振込・振替の不能事由等 （中略） ③　差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不適当と認めた場合。 ④　振替サービスにおいて、振替資金入金指定口座が解約されている場合。 〈 以降、省略 〉	６．振込・振替サービス （中略） （３）振込・振替の不能事由等 （中略） ③　差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不適当と認めた場合。 ④　振替サービスにおいて、振替資金入金指定口座が解約されている場合。 ⑤　振込資金入金指定口座または振替資金入金指定口座に対して、口座名義人から入金禁止の手続きがとられている場合。 ⑥　やむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき。 〈 以降、省略 〉